

税務課からのお知らせ



阿蘇税務署での 申告を検討されている人へ

会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「**入場整理券**」が必要です。入場整理券は会場で当日配布されますが、LINEを通じたオンライン事前発行もできます。

ただし、当日税務署に来場されたとしても、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いされる場合があります。(その場合は、後日再取得していただくことになります。)

■入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます。

- ①LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友達追加
- ②「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択
- ③税務署や来場希望日を選択
- ④内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOKです。

※申告会場にお越しの人へ（南阿蘇村役場を含む）

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、受付から申告までに時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

また、常時マスクの着用対応や検温をおこないますので、ご協力をお願い致します。



国税庁
LINEアカウント



詳しくはこちら

廃車や譲渡の際には手続きを 軽自動車税についてのお知らせ

■軽自動車税とは

次の車両の所有者または使用者に対してかかる税金のことです。

- ・原動機付自転車（125cc以下の二輪）
- ・軽自動車（125cc超～250cc以下の二輪と、総排気量が660cc以下の三輪・四輪）
- ・小型特殊自動車（農耕作業車、フォークリフトなど）
- ・二輪の小型自動車（総排気量が250ccを超える二輪）

軽自動車税は、**毎年4月1日時点**の対象車両の**所有者または使用者**に課税されます。

対象車両を廃車・譲渡した場合は、速やかに手続きをしてください。手続きを代行してもらった時は、結果の確認をお願いします。

手続きの窓口は対象車両によって異なりますので下記をご確認ください。

身体に障がいをお持ちの人で来年度（令和3年度）の軽自動車税減免申請を予定されている方は、**令和3年4月1日**に車を所有している必要がありますので、車検証などで所有者を確認してください。

《手続き・問い合わせの各窓口》 異動（廃車・譲渡）する車両が

原動機付自転車（125cc以下の二輪）、小型特殊自動車（農耕作業車、フォークリフトなど）の場合

〈問い合わせ〉

税務課 軽自動車係

TEL (67) 2703



126cc以上～250cc以下の二輪、660cc以下の三輪および四輪の場合

〈問い合わせ〉

熊本県軽自動車協会

（熊本市東区東本町16-3）

TEL050 (3816) 1758



251cc以上の二輪および三輪バイクの場合

〈問い合わせ〉

熊本運輸支局

（熊本市東区東町4丁目14-35）

TEL050 (5540) 2086



〈問い合わせ〉税務課 課税係 TEL (67) 2703